

高知市防犯対策強化物品購入費補助金交付要綱（令和7年5月1日制定）の全部を次のように改正する。

令和8年4月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市防犯対策強化物品購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における防犯被害を未然に防ぎ、安全で安心な地域の構築を図るため、高知市防犯対策強化物品購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者であって、かつ、現に当該地に居住している者であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象機器）

第3条 補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、補助対象者が本市に所在する販売店で購入する次に掲げるものとする。

(1) 録画機能付きインターホン

犯罪の防止を目的として、室内から玄関の来訪者を確認することができるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたもの。ただし、集合住宅に設置するものは除く。

(2) 防犯機能付き電話

電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能及び通話中に自動で通話内容を録音する機能を備えたもの。

2 前項に規定する補助対象機器は、1世帯につき各号1台限りとする。

（補助対象経費、補助率及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入費及び設置工事費とする。ただし、補助対象機器購入のためのポイント利用分は補助対象経費から除く。

2 補助金額は、第3条第1項各号につき補助対象経費の額（消費税及び地方消費税の額を含む）に補助率2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てる。）又は補助基準額10,000円のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に誓約書兼同意書（様式第2号）及び関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第3号）により、適当でないときとは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第8条 補助決定者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第4号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助決定者に通知するものとする。

(完了の期限)

第9条 補助決定者は、当該交付決定があった日から起算して60日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日までに、当該交付決定に係る補助事業を完了しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 補助決定者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第7号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 補助決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第16条 市長は、必要と認めるときは、補助決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。